

社会福祉法人 南小国町社会福祉協議会
会 員 規 程

制定平成元年12月18日

(趣 旨)

第1条 この規程は定款第32条の規定により会員について定めるものとする。

(会 員)

第2条 会員は本町に在住する者、及び社会福祉関係機関並びに本町に事務所又は事業所を有する団体で、本会の趣旨に賛同し入会した者とし、次の区分による。

- ① 賛助会員（社協役職員、公私社会福祉事業従事者、学識経験者及びその他の個人）
- ② 一般会員（賛助会員以外の個人）
- ③ 団体会員（社会福祉関係の機関、団体、施設等）
- ④ 特別会員（一般の会社、事業所等）

(広 報)

第3条 本会は、すべての会員に対して、会務・活動等の情報を提供するよう務めるものとする。

(入 会)

第4条 会員になろうとするときは、別紙様式1の入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、入会申込書が提出されたときは、会員名簿（様式2省略）に登録するものとする。

(退 会)

第5条 会員は次の場合は退会したものとする。

- ① 本人から申出があったとき
- ② 死亡又は解散・倒産したとき

(除 名)

第6条 会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の主旨目的に反する行動があったときは、理事会の同意を得て除名することができる。

(会 費)

第7条 会員の会費額は次の各号のとおりとする。

- ① 賛助会員1人当り 年額500円
- ② 一般会員1人当り 年額500円
- ③ 団体会員1団体1口当り 年額1,000円
- ④ 特別会員1団体1口当り 年額1,000円

(会費の納期)

第8条 会費は、会長が定めて通知する納期までに納めなければならない。

附 則

この規程は平成2年4月1日から施行する

この規程は平成28年4月1日から施行する

この規程は平成29年4月1日から施行する